



三重県公報

平成30年10月19日（金）

第 3050 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
78	三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	2
79	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	27
告 示			
666	平成30年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	29
667	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(漁 業 環 境 課)	29
668	同件	(同)	30
公 告			
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）の策定	(獣 害 対 策 課)	30
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」についての変更	(漁 業 環 境 課)	30
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	31
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	31

規 則

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十八号

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和二十四年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「質問てん末書」を「質問調書等」に改め、同条中「する質問てん末書は、第二号様式」を「した質問の調書にあつては第二号様式、検査の調書にあつては第二号様式の二」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「領置てん末書」を「領置調書」に改め、同条中「提出し」の下に「又は置き去つ」を加える。

第八条中「は、第四号様式」を「にあつては第四号様式、記録命令付差押えの許可状交付請求書にあつては第四号様式の二」に改める。

第九条の見出し中「てん末書」を「調書」に改め、同条中「てん末書」を「調書」に改め、「第六号様式」の下に「記録命令付差押えの調書にあつては第六号様式の二」を加える。

第十条の見出し中「差押目録」を「差押目録等」に改め、同条中「は、第七号様式」を「にあつては第七号様式、記録命令付差押目録にあつては第七号様式の二」に改める。

第十一条の二中「差押物件又は領置物件」を「領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下「領置物件等」という。）」に改める。

第十二条中「差押物件」の下に「又は領置物件」を加える。

第十四条中「差押物件又は領置物件を」を「領置物件等を」に、「差押物件又は領置物件の受領証は、第十一号様式の二」を「受領証にあつては第十一号様式の二、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を移転し、若しくは移転させた上で差し押えた記録媒体を返還する場合に徴する受領証にあつては第十一号様式の三」に改める。

第十六条の二中「差押物件又は領置物件」を「領置物件等」に改める。

第十七条の見出し中「差押（領置）物件引継通知書」を「物件引継通知書」に改め、同条中「差押物件又は領置物件」を「領置物件等」に改める。

第十八条中「は、第十六号様式」を「にあつては第十六号様式、領置、差押え又は記録命令付差押えを解除する場合の通知書にあつては第十六号様式の二」に改める。

第二号様式中「質問てん末書」を「質問調書」に、「住所」を「住所又は居所」に、「供述」を「供述」に、「質問のてん末」を「供述の煙箇」に、「てん末を」を「その煙箇を」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第 2 号様式の 2 (第 6 条関係)

検 査 調 書 年 月 日 三重県検税吏員 印 次の犯則嫌疑者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、 月 日 において次のとおり検査した。		
犯 則 嫌 疑 者	住所若しくは居 所又は所在地	
	職業又は業種	
	氏名又は名称	
検 査 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
検 査 の 場 所		
検 査 物 件 の 品 名 又 は 名 称		
検 査 の 目 的	上記犯則嫌疑者の地方税法違反嫌疑事件について調査する ため。	
検 査 の 結 果		

(規格A4)

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 7 条関係)

領 置 調 書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">三重県検税吏員 印</div> 次の犯則嫌疑者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、年 月 日 日 において次の者が任意に提出した、又は置き去った物件を次のとおり領置した。 (任意提出した場合の提出者) 住所又は居所 氏 名 印 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日生 (年齢)</div>		
犯 則 嫌 疑 者	住所若しくは居所又は所在地	
	職業又は業種	
	氏名又は名称	
領 置 年 月 日	年 月 日	
領 置 の 場 所		
領 置 の 目 的	上記犯則嫌疑者の地方税法違反嫌疑事件の事実を証明する証拠収集のため。	
任 又 意 は 提 置 出 去 者 者	住所若しくは居所又は所在地	
	職業又は業種	
	氏名又は名称	
	電 話 番 号	
領 置 物 件	別紙領置目録記載のとおり	
領 置 物 件 の 処 置		

(規格 A 4)

第三号様式の11中「住居又は所在地」を「住所若しくは居所又は所在地」と改める。
第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 8 条関係)

年度第 号 臨検・搜索・差押許可状交付請求書	
年 月 日 裁判所 裁判官 様 三重県検税吏員 印 次の許可状の交付を請求します。	
犯則嫌疑者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	
罪 名	
犯則事実の要旨	
臨検すべき物件若しくは場所又は搜索すべき身体、物件若しくは場所	
差し押さえるべき物件	
有効期間等	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
	(7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由)
地方税法第 22 条の 4 第 2 項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日没から日出までの間に行う必要があるときは、その旨及び事由	

(規格 A 4)

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式の 2 (第 8 条関係)

<p>年度第 号 記録命令付差押許可状交付請求書</p>	
<p>年 月 日 裁判所 裁判官 様 三重県検税吏員 印 次の許可状の交付を請求します。</p>	
<p>犯則嫌疑者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称</p>	
<p>罪 名</p>	
<p>犯 則 事 実 の 要 旨</p>	
<p>記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録</p>	
<p>電磁的記録を記録させ、又は印刷させるべき者</p>	
<p>有 効 期 間 等</p>	<p>自 年 月 日 日間 至 年 月 日 (7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由)</p>
<p>日没から日出までの間に行う必要があるときは、その旨及び事由</p>	

(規格A4)

様式第 10 号「臨検・捜索てん末書」及び「臨検・捜索調書」

「
 三重県検税吏員
 三重県職員
 」
 及び
 「
 三重県検税吏員
 」
 「立ち合わせて」及び「立ち合わせて」

「
 住職氏
 居業名
 」
 及び
 「
 住所又は居所
 職業名
 」
 「
 住居又は所在地
 」
 及び
 「
 住所若しくは居所
 又は所在地
 」

改める。

様式第 11 号「差押てん末書」及び「差押調書」

「
 三重県検税吏員
 三重県職員
 」
 及び
 「
 三重県検税吏員
 」
 「立ち合わせて」及び「立ち合わせて」

「
 住職氏
 居業名
 」
 及び
 「
 住所又は居所
 職業名
 」
 「
 住居又は所在地
 」
 及び
 「
 住所若しくは居所
 又は所在地
 」

「
 差押物件の処置
 」
 及び
 「
 差押物件の処置
 （地方税法第 22 条の 4
 第 2 項の規定による差
 押え又は同法第 22 条の
 8 の規定による処分を
 した場合には、
 その旨及び経過）
 」

同様式の次に次の様式を加える。

第 6 号様式の 2 (第 9 条関係)

記録命令付差押調書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">三重県検税吏員 印</div> <p style="margin-top: 20px;">次の犯則嫌疑者に係る地方税法違反嫌疑事件について、本職は、年 月 日 において次の者を立ち会わせて次のとおり記録命令付差押えをした。</p> <p style="margin-top: 20px;">立 会 人 住所又は居所 職 業 氏 名 印 年 月 日生 (年齢)</p>		
犯 則 嫌 疑 者	住所若しくは居所又は所在地	
	職業又は業種	
	氏名又は名称	
発 付 官	裁判所	
	裁判官	
発 付 年 月 日	年 月 日	
許可状を示された者		
記録命令付差押えの日時	年 月 日 時 分	
記録命令付差押えの場所		
記録命令付差押えの目的	上記犯則嫌疑者の地方税法違反嫌疑事件の証拠となる物件を保全するため。	
記録させ、又は印刷させた電磁的記録		
電磁的記録を記録させ、又は印刷させた者		
記録命令付差押物件	別紙記録命令付差押目録のとおり	
記録命令付差押物件の処置		

備考 記録命令付差押えの日時の欄は、記録命令付差押えを完了した日時を記載すること。 (規格 A 4)

第七号様式中「住居又は所在地」を「住所若しくは居所又は所在地」と、「差押てん末書」を「差押調書」と改め、同様式の次に次の様式を加える。

「
 第八号様式中 三重県検税吏員
 三重県職員 あて を 三重県検税吏員 宛て 』
 」

「
 「差押（領置）物件」を「領置（差押・記録命令付差押）物件」に
 住居又は所在地 を
 職業又は業種
 」

「
 住所又は所在地
 を「物件所持者の住居」を「物件所持者の住所若しくは居所」に改める。
 職業又は業種
 」

第八号様式の11を次のように改める。

第 8 号様式の 2 (第 11 条の 2 関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 物件保管通知書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <p style="margin-top: 20px;">物件所有者 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">三重県検税吏員 印</p> <p style="margin-top: 10px;">の地方税法違反嫌疑事件に関し 年 月 日において領置 (差押え・記録命令付差押え) した下記物件は 保管させましたから通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p>				
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の有無	備考

(規格 A 4)

第九号様式中 「 三重県知事
県税事務所長 を 三重県知事 に改める。
自動車税事務所長

第十号様式中 「 三重県検税吏員
三重県職員 を 三重県検税吏員 に改める。

第十号様式の二を次のように改める。

第 10 号様式の 2 (第 13 条の 2 関係)

供 託 原 因 消 滅 証 明 書

年 月 日 供託局供託受領証第 号

一 金 円 也

上記の供託は、下記の理由によりその原因が消滅したことを証明します。

年 月 日

三重県知事 印

(規格 A 4)

第十一号様式の二を次のように改める。

第十一号様式の11の次に次の1様式を加える。

「
 三重県知事
 県税事務所長
 自動車税事務所長
 印
 」（
 三重県知事
 （三重県検税吏員
 印）

「住居」を「住所若しくは居所」とし、「臨検搜索てん末書」を「臨検・搜索調書」とし、「差押てん末書」を「差押調書」とし

符号	品目	数量	被差押人又は差出人住居氏名	所有者住居氏名	備考
----	----	----	---------------	---------	----

符号	品目	数量	被領置人（被差押人、被記録命令付差押人）又は差出人の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	備考
----	----	----	---	---------------------------	----

「
 三重県知事
 県税事務所長
 自動車税事務所長
 印
 」（
 三重県知事
 （三重県検税吏員
 印）

住居又は所在地	
---------	--

生年月日	
住所若しくは居所又は所在地	

第十四号様式の二及び第十五号様式を次のように改める。

第 14 号様式の 2 (第 16 条の 2 関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 物件引継書

年 月 日

地方検察庁

検事正 様

三重県知事

印

(三重県検税吏員

印)

次の者の地方税法違反嫌疑事件の証拠物件として領置 (差押え・記録命令付差押え) した下記の物件を別紙領置 (差押・記録命令付差押) 目録及び保管証をもって引き継ぎます。

犯則嫌疑者

住所若しくは居所又は所在地

職業又は業種

氏名又は名称

記

番号	品名又は名称	数量又は個数	被領置者 (被差押者、被記録命令付差押者) 又は差出者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	所有者又は所持者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	公 売		摘要
					年月日	代金	

備考1 現物を引き継ぐ場合には、「及び保管証」を削ること。

2 必要により領置 (差押え・記録命令付差押え) の年月日及び番号等を「摘要」欄に記載すること。

(規格 A 4)

第 15 号様式 (第 17 条関係)

領置 (差押・記録命令付差押) 物件引継通知書

年 月 日

保管者

様

三重県検税吏員

印

犯則嫌疑者 _____ に係る地方税法違反嫌疑事件につき、
 年 月 日あなたに保管を依頼しました下記の領置 (差押・記録命令付差押)
 物件は、 年 月 日当該事件を、 検察庁検察官に告発を
 したため、当該検察官に保管証をもって引き継ぎましたから通知します。

記

番号	品名又は名称	数量又は個数	備考

(規格 A 4)

第十号様式に「住居」を「住所若しくは居所」とし、

「
三重県知事
県税事務所長
自動車税事務所長
」
を
「
三重県知事
」
に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

「
 三重県知事
 第十七号様式中 県税事務所長 あて を 三重県知事 宛て に
 自動車税事務所長

「
 三重県検税吏員 を 三重県検税吏員 に、 「てん末書の」 を 「調書の」 に、 「住居」 を 「住所若
 三重県職員
 しくは居所」 に、 「臨検・検索てん末書」 を 「臨検・検索調書」 に、 「質問てん末書」 を 「質問調書」 に改める。
 第十八号様式中 「平成」 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県税犯則取締事務取扱規則（以下「旧規則」という。）に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県税犯則取締事務取扱規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十月十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第七十九号

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五号様式を次のように改める。

第 25 号様式 (第 22 条関係)

	送達番号	
<h2 style="margin: 0;">交付送達簿</h2>		
下記のとおり送達しました。 <div style="float: right; text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 県税事務所 (送達者) 徴税吏員 印 </div>		
送達を受けるべき者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
書類名		
受取人 署名押印	印	
送達した 場所		
送達した 年月日	年 月 日 時 分	
備考		

注1 この送達簿は地方税法第 20 条第 1 項 (書類の送達) に規定されている書類を、同条第 2 項に規定する交付送達又は同条第 3 項に規定する交付に代えて行う行為により送達する場合に使用する。

2 「送達した年月日」欄には送達した年月日及び時刻を記載する。

3 「備考」欄には次の事項その他必要と認められる事項を記載する。

ア 書類の送達を受けるべき者以外の者に書類を交付した場合は、その旨及び書類の送達を受けるべき者との続柄又は関係を記載する。

イ 書類を差し置いて送達した場合は、その旨並びに書類を差し置いた場所及び差し置いた理由を記載する。

ウ 書類を受領した者が署名・押印を拒んだ場合は、その旨及び理由を記載する。

エ 書類の送達を受けるべき者と納税義務者又は滞納者が異なる場合には、その者の氏名を記載する。

(規格 A 4)

証 証
 別の要項が、公報の裏から施行する。

告 示

三重県告示第 666 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 10 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	平成 30 年 11 月 12 日（月）まで	平成 30 年 11 月 18 日（日）	平成 31 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在で 33 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後见人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 667 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 30 年 10 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

志摩北加入区

三重県告示第 668 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 30 年 10 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

志摩南加入区

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第 4 項で準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 30 年 10 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所及び伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についてを次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 10 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	17.5 トン	うち 1.75 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	2.0 トン	留保なし

※ 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

- (1) 小型魚については、本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (2) 大型魚については、本県の採捕の数量が第 2 の知事管理量の 9 割を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(4) 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分102.6トンについては、第3管理期間以降の知事管理量から分割して差し引き、それぞれの管理期間の知事管理量の2割を差し引き、残る8割で管理することとする。

また、管理期間終了時の知事管理量の残量については、以降の差し引きに充てることとする。

変更後

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	17.5 トン	うち 1.75 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	7.7 トン	うち 0.77 トンを留保する。

※ 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 小型魚又は大型魚の本県の採捕の数量が、第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(3) 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分102.6トンについては、第3管理期間以降の知事管理量から各管理期間の知事管理量の2割を上限として分割して差し引くこととする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

平成30年10月19日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

2 作業期間

平成30年10月10日から同年11月29日まで

3 作業地域

四日市市上海老町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成30年2月14日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

平成30年10月19日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業地域

三重郡菰野町大字菰野

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
